

「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申(案)  
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年10月8日(金)~同年11月8日(月)  
案件番号:145209823

意見提出 11件 (法人:7件、個人:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
5	日本通信株式会社
6	個人3
7	楽天モバイル株式会社
8	KDDI株式会社
9	JCOM株式会社
10	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
11	個人4

(案)

・第2章 音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について

意見	考え方	修正の有無
<p>意見2-1 (第2章全般)</p> <p>本答申案に賛同。今後の制度整備においては、MVNOが実質的に参入できないこととならないよう、MVNOの意見が反映されることを希望。また、MVNOとMNOの協議が円滑に進むよう、総務省において注視するとともに、MVNOガイドラインの見直しなど必要な規律の検討を要望。</p>		
<p>○ MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けられるようになることで、MVNO自ら設置する音声交換機等で付加価値のあるサービスが提供可能となり、MVNOにおけるビジネス拡大の可能性があるため、本答申案に賛同いたします。</p> <p>今後の具体的な制度整備においては、MVNOが実質的に参入できないこととならないよう、MVNOの意見が多く反映されることを希望いたします。</p> <p>また、MVNOとMNOとの事業者間協議が円滑に進むよう、総務省殿において十分注視いただくとともに、MVNOとMNO間の音声接続に関して、MVNOガイドラインの見直し(IMS接続を「開放を促進すべき機能」に追加すること等)など、必要な規律の検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、MVNO等が実質的に参入できないこととならないよう、総務省において、電気通信事業者間の協議の状況を注視するとともに、必要に応じて規律の検討を行っていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-2 (第2章全般)</p> <p>本答申案に賛同。MNOとMVNOの音声伝送役務に関する相互接続の動きを起動させ、また、sXGPやローカル5Gの更なる発展、IMS基盤を活用した多様な付加価値サービスの具現化、国際ローミング料金の低減につながることから、業界発展及び利用者便益に資する。</p>		
<p>○ 令和3年9月17日付け総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」によれば、令和3年6月末時点におけるMVNO事業者数は1,540者であり、MVNOサービス契約数は2,597万に達するなど、MVNO業界が通信サービスの料金低廉化・サービス多様化に大きく貢献し、電気通信業界の発展に大きく寄与しているものと思料いたします。</p> <p>しかしながら、これらは主にデータ通信に関するものであり、音声サービスを含めた多種多様なサービスを実現し、電気通信業界を継続的かつ健全に発展させていくには、MVNOがMNOとの相互接続により音声通信役務を提供できるようになることが極めて重要であります。</p> <p>MVNOガイドラインにより、MVNO事業は相互接続または卸契約のいずれの方法によっても可能であることが示されてから既に14年が経過してもなお、音声通信役務に関する相互接続は一件も実現していないこと自体、異常事態です。</p> <p>本答申案は、MNOとMVNOとの音声通信役務に関する相互接続の動きを起</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>動させ、また、ローカル4G/5Gのさらなる発展やIMS基盤を活用した多様な付加価値サービスの具現化、更には国際ローミング料金の低減につながることから、業界発展および利用者便益に資するものであるため、大いに賛同いたします。</p> <p>なお、本答申案により音声通信役務に関する相互接続が実現することで生まれる主なメリットは以下の通りです。</p> <p>(1) ローカル4G/5Gの更なる発展 ローカル4G(sXGP)・地域BWA・ローカル5Gといった、ローカル基地局を介した通信に関しては、ローカル基地局側と全国ネットワーク側との通信を併用したいというニーズが存在し、この点、単一の電話番号によって、音声・データ通信を利用可能とする環境を整備することで、分野横断的なサービスの開発促進や、利用者便益の増加が期待できます。</p> <p>(2) IMS基盤を活用した多様な付加価値サービスの具現化 音声相互接続の実現に際して、IMS(IP Multimedia Subsystem)基盤を、MVNO側に設置する形態とすることにより、他システムとの連携も可能となり、様々な音声ニーズに応える付加価値サービスの実現が可能となります(例:IMSとAIエンジンを連携することにより、自動通訳機能や、音声から文字・画像等の別メディアへ変換するといった付加機能を実現し、多様なサービス展開が可能)。</p> <p>(3) 国際ローミング料金(データ通信及び音声通話の両方)の低減 今日のMVNOサービスを携帯電話で利用する場合の大きなデメリットとして、データ通信は国内のみに限られ、海外において国際ローミングが提供できないという問題があります。また音声通信に関しては、MNOの国際ローミングサービスを卸契約で受けているため、国際ローミング料金が低いという問題があります。 MVNOが自ら音声伝送携帯電話番号の付与を受けることで、MVNOが海外キャリアと交渉・契約することにより、データ通信及び音声通信のローミングが可能となり、国際ローミング料金を低減させることが可能となります。</p> <p style="text-align: center;">【日本通信株式会社】</p>		

(案)

意見	考え方	修正の有無
<b>意見 2-3 (第2章全般)</b> MVNOの利点が見えない。費用負担も多くなり利用料も上がって誰も使わないサービスにならないか懸念。		
<p>○ 要望があったから検討されたのだろうが、これが実現できたとして MVNO の利点がありあまりあるように見えない。費用負担も多くなり利用料も上がって誰も使わないサービスにならないか懸念される。果てはどこもサービスインセズ制度整備の意味が無かったことにならなければよいが。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 御指摘のような懸念も踏まえて、番号の指定を希望するMVNO等に過度な負担とならないよう、緊急通報の確保の在り方等について検討が行われてきたと考えます。今後、総務省において、番号の指定を希望するMVNO等が円滑にサービスの提供を行うことができるよう、環境を整備していくことが適当と考えます。</p>	無
<b>意見 2-4 (第2章2. 3)</b> MVNO等に対しても、一定の要件の下、音声伝送携帯電話番号の指定を行うことに賛同。		
<p>○ BWA 事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合における当該事業者を含む「MVNO 等に対しても、一定の要件の下、音声伝送携帯電話番号の指定を行うことに支障はないと考えられ、これを基本として電気通信番号制度その他の関連制度の見直しを行うことが適当」との考えに賛同いたします。</p> <p>○ 本答申案でお示しいただいた方向性を踏まえ、引き続き、地域 BWA のインフラを活用した音声サービスを実現するための検討を進めていきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>○ MVNO 等への音声伝送携帯電話番号の指定にあたっては、原則、現行ルール通りの対応が適切だと考えます。そのルールに則った上で、電気通信番号の使用に関する条件が MNO 等と同等に MVNO 等へ適用されるのであれば、指定については異論ございません。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>○ MVNO であっても番号の指定を受けられるようになるよう制度変更が行われることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<b>意見 2-5 (第2章3. 4本文)</b> MVNO等に音声伝送携帯電話番号を指定する場合の条件の適用については、携帯電話に係る基地局の免許等の条件を除き、原則、MNOと同等とすることが適切。		
<p>○ 原則、現行ルール通りの対応が適切と考えます。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<b>【楽天モバイル株式会社】</b>		
<b>意見 2-6 (第2章3. 4 (1))</b> ケーブルテレビ業界の地域BWAシステムで電気通信番号の指定が受けられるよう、そのシステム構成も踏まえた制度整備を要望。		
<p>○ 地域BWAの音声サービスの提供については、株式会社グレープ・ワンが提供する共同利用型の「業界統一コア」を用いた地域BWAシステムを拡張することを想定しております。</p> <p>○ 答申案に記載されている携帯電話に係る基地局の免許等に代わる条件として記載されている3つの条件（イ（IMS）、ロ（加入者管理設備）、ハ（ホストMNOとの連携））については、「業界統一コア」を運用する株式会社グレープ・ワンが実現する想定であります。また、MNPシステムについても株式会社グレープ・ワンが構築、運用することを想定しています。</p> <p>○ 他方、地域BWAの無線局免許については、地域BWAのサービス提供を行う各地域のケーブルテレビ事業者がそれぞれ取得しており、各基地局が業界統一コアに接続する形で全体のシステムを構成しています。</p> <p>○ このような事業モデルを踏まえ、電気通信番号の指定を受ける者として、業界統一コアを運営している株式会社グレープ・ワンを想定しています。</p> <p>○ 「単にBWAに係る基地局の免許等を受けていることを条件とすることが考えられるところであるが、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切な条件を定めることが適当」と記載いただいておりますが、ケーブルテレビ業界の地域BWAシステムで電気通信番号の指摘が受けられるようケーブルテレビ業界の地域BWAのシステム構成も踏まえ、制度整備をご検討いただくようお願いいたします。</p> <p><b>【参考】CATV業界における地域BWAの提供形態</b> 業界統一コア：株式会社グレープ・ワンが構築、運用し、各地のCATV事業者がサービス提供 地域BWA基地局：各地のCATV事業者が開設、免許取得し、運用</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</b></p>	<p>○ BWA事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合の音声伝送携帯電話番号の指定の条件については、BWA事業者の御意見も伺いつつ、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切に定めることが適当と考えます。</p> <p>なお、御意見を踏まえて、第2章3. 4&lt;(1)携帯電話に係る基地局の免許等に関する条件&gt;に、次を追記しました。</p> <p><b>【追記】</b> 他方、一部の地域BWA事業者においては、コア設備を自ら設置せず、他者からコア機能の提供を受けることにより地域BWAサービスを実現していることから、このようなシステム構成の場合については、コア機能の提供事業者が音声伝送携帯電話番号の指定を受けることを可能とすることが多様なサービスの創出に資するとも考えられる。</p>	有
<b>意見 2-7 (第2章3. 4 (1))</b> 「携帯電話に係る基地局の免許等に関する条件」に代わる条件の1つとして提案されている条件ハ「MNOが提供エリアとする全国での発着信が可能となるようホストMNOとの連携を行うこと」については、「在圏可能な事業者での発着信が可能となるように在圏可能な事業者と連携を行うこと」とすることが望ましい。		

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>○ “ハ MNO が提供エリアとする全国での発着信が可能となるようホストMNOとの連携を行うこと” としておりますが、“今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切な条件を定めることが適当である” こととしていることから、“在圏可能な事業者での発着信が可能となるように在圏可能な事業者と連携を行うこと” とするのが望ましいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 御意見については参考として承ります。</p> <p>なお、地域BWA事業は、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド（条件不利地域）の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、ローミングを含めて、その事業者間連携については、それを一律に求めるのではなく、地域ごとの事情を踏まえて個別に判断されるべきと考えます。音声伝送携帯電話番号の指定を受けようとする地域BWA事業者には、必ずしも携帯電話のMVNOとなることを求めるものでもありません。</p>	無
<p>意見2-8（第2章3. 4（4））</p> <p>緊急通報の確保に関する条件について、提供エリア（ローミングエリアを含む。）の全部又は一部のエリアにおいて、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認めることとしていることに賛同。</p>		
<p>○ 緊急通報に関し、「提供エリア（ローミングエリアを含む。）の全部又は一部のエリアにおいて、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認めることが適当」との考え方が示されたことに賛同いたします。</p> <p>○ 緊急通報の対応については、「電気通信番号政策委員会（第27回）（2021年6月9日）」において、「地域BWAを展開しているエリアについては、緊急機関と直接接続する方向で検討を進めていきます。地域BWAのエリア外、全国MNO等とローミングを行っているエリアについては、全国MNO等のご協力をいただきながら、技術的な課題も含め、実現方策を検討していきたいと考えています。」とご説明させていただきました。</p> <p>○ 緊急通報への対応に関し、上記のとおり、地域BWAを展開しているエリアについては、緊急機関と直接接続する方向で検討を進めたいと考えておりますが、答申案での考え方を踏まえ、地域BWAを展開しているエリアにおけるホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現につきましても選択肢の1つとして、併せて検討を進めたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>○ 原則、現行ルール通りの対応が適切と考えます。緊急通報の卸提供等についてMVNO等から具体的な要望があれば、事業者間にて協議いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、電気通信事業者間の協議においては、MNOとMVNO等の両者が適切に協力することな</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
	ど、本答申案に記載の趣旨を十分に踏まえることが適当と考えます。	
○ サービスエリアのいかなる場所でも緊急呼が可能という“結果の公平”を実現するため、自前での整備・卸・接続などいかなる方法での提供でもよしとする方針に賛同いたします。  【個人4】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見2-9 (第2章3. 4 (4)) 緊急通報受理機関に既に接続している電気通信事業者がMVNO等に対して協力的に対応することとしていることに賛同。緊急通報の確保に関する協議が円滑かつ確実に行われるよう総務省が可能な範囲で協議状況の把握や必要な支援などを行うことを要望。		
○ 緊急通報の確保には、緊急通報受理機関に既に接続しているMNO様に適切に協力いただくことが不可欠となるため、「緊急通報受理機関に既に接続している電気通信事業者は、新たに接続しようとするMVNO等に対して協力的に対応することが適当」との考え方に賛同いたします。 ○ 一方、緊急通報の確保に関する「MNO」「MVNO等」間の協議について、事業者間に任せるだけでなく、協議が円滑かつ確実に行われるよう総務省様におかれても可能な範囲で協議状況の把握や必要な支援などを行っていただくよう要望いたします。  【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	○ 賛同の御意見として承ります。 なお、今後、総務省において、電気通信事業者間の協議を注視し、必要に応じて緊急通報の確保に向けて関係者への働きかけを行うことが適当と考えます。御意見を踏まえて、第4章(1)に、次を追記しました。  【追記】 総務省においては、緊急通報の確保に関し、MVNO等が自らこれを行おうとする場合の対応や、MVNO等がMNOから卸電気通信役務の提供を受けることによりこれを実現しようとする場合の電気通信事業者間の協議の状況を注視し、必要に応じて電気通信事業者その他の関係者に対し適切に働きかけていくことが適当である。	有
意見2-10 (第2章3. 4 (4)) 緊急通報機能を利用者へ提供しているMNOによる協力次第で、相互接続による音声通信役務の実現スピードは大きく異なる。MNOによるMVNO促進に向けた取組は既に様々な制度においても要請されており、MNOの協力的な取組を希求。また、緊急通報の更なる高度化を目指すことで、より安全な社会生活の実現につながる。		
○ MVNOにおける緊急通報機能の実装に関しては、複数の案が存在し、電気通信番号政策委員会においてもそれらの方法が示されておりましたが、現在緊急通報機能を利用者へ提供しているMNOによる協力次第で、相互接続	○ 本答申案において、「緊急通報受理機関に既に接続している電気通信事業者は、新たに接続しようとするMVNO等に対して協力的に対応す	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>による音声通信役務の実現スピードは大きく異なります。</p> <p>MNOによるMVNO促進に向けた取組みは既に様々な制度(例:周波数割当等)においても要請されております。一MVNO事業者として、MNOの協力的な取組みを切に希求いたします。</p> <p>また、緊急通報機能に関しては、安全な社会生活には必須のものであり、社会情勢の変化に沿って適切な対応が求められます。例えば、本答申案とは直接は関係しないものの、現在日本においては高さに関する位置情報の伝達はされておらず、そのため地図上での位置はわかるものの建物内の緊急通報者の位置判別が困難であるという問題も存在します。当該問題に関する対処を含め、関係各所における適切な連携により、日本における緊急通報の在り方についてさらなる高度化を目指すことで、より安全な社会生活の実現につながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>ることが適当」としており、MNOはこれを踏まえて対応することが求められると考えます。</p> <p>なお、緊急通報の高度化の御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見2-11(第2章4.3)</p> <p>音声伝送携帯電話番号の指定単位について、MVNO等に対しては1万番号単位とし、MNOに対しては引き続き10万番号単位とすることに賛同。</p>		
<p>○ 方向性で示されている通り、MNOに対して引き続き10万番号帯での指定とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-12(第2章4.3)</p> <p>音声伝送携帯電話番号の指定単位について、MVNOに対しては細分化することに賛同。番号指定単位の細分化の0AB~J番号のひっ迫エリアへの適用についての検討を希望。</p>		
<p>○ 番号利用の需要やシステム開発への影響を考慮し、MVNO事業者への番号指定数を細分化することに賛同致します。</p> <p>一方、同様の考え方は、0AB-J番号のひっ迫エリアへの対策にも適用できるものと考えます。双方向の番号ポータビリティ実現後、0AB-J番号のひっ迫エリアにおいても、他の番号同様、総務省様からの新規の指定が可能となるよう、番号指定数を千番号単位に細分化する検討がなされることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、0AB~J番号の指定の細分化については、逼迫エリアにおける状況やニーズ等を踏まえ、今後、その必要性等を含めて検討していくことが適当と考えます。御意見を踏まえて、第4章(3)に、次を追記しました。</p> <p>【追記】</p> <p>今後の公衆交換電話網のIP網への移行を念頭においた電気通信番号制度の在り方等につ</p>	<p>有</p>



(案)

意見	考え方	修正の有無
	いても、適時適切に検討していくことが適当と考える。	
<b>意見2-13 (第2章4. 3)</b> MVNO等に対しては音声伝送携帯電話番号の指定単位を1万番号単位とする場合、10万番号単位ごとに代表者を定め、代表者以外に指定した番号についてはポートアウトしたものとして扱うことにはどうか。		
○ 既存MNOの側からは10万単位での番号指定が望ましいとしているため、10万を単位に代表者を定め、個別の番号についてはMNPしたという扱いにするのはどうでしょうか?現在のMNPでは、10万を単位に割り当てられた事業者に当該番号がMNPしていないかを問い合わせ、している場合はMNP先へと切り戻して接続すると伺っております。  【個人4】	○ 御意見については参考として承ります。	無
<b>意見2-14 (第2章5. 3)</b> 060番号の音声伝送携帯電話番号への開放について、適時適切な対応が必要。		
○ 電気通信番号指定状況を見ると070番号の空きブロックは15程度であり、潤沢に残っている状況ではない。各社へのヒアリングの結果開放を見送ることではあるので問題はないものと思われるが、残りが何ブロックになったら開放するといった方針を決めても良かったのではないかと。空きが少なくなってから検討会を開催するところから始めたのでは時間切れにならないか懸念される。  【個人3】	○ 御指摘のとおり、空きが少なくなってから検討するのではなく、総務省において、今後も需要動向を注視しつつ、適時適切に060番号を開放することが適当と考えます。 なお、令和2年度末時点において、070/080/090番号の指定数は2億5,310万であるところ、その使用数は1億7,961万に留まっていることから、指定を受けた電気通信事業者には、より効率的に使用することが求められるとも考えます。	無
○ テレワーク、災害時に備えたモバイル活用など、音声伝送携帯電話番号のニーズは多様化しており、急激に需要拡大が発生する可能性があることから、適時適切に060番号の開放に向けた検討が推進されることが望ましいと考えます。  【楽天モバイル株式会社】	○ 御指摘のとおり、急激な需要拡大が発生する可能性は否定できないことから、総務省において、今後も需要動向を注視しつつ、適時適切に060番号を開放することが適当と考えます。	無

(案)

・第3章 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方について

意見	考え方	修正の有無
<p>意見3-1 (第3章1. 2)</p> <p>本答申案に賛同。クラウドPBXなどのユニファイド通信サービスは、日々利用が浸透してきており、日本の社会にはなくてはならない技術となっている。「働き方改革」、「社会のデジタル化」、「女性の社会進出」、「日本産業の生産性向上」、「市民の安全の礎」として発展していくものとする。</p>		
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>クラウドPBXは従来からある装置型PBXには技術的に実現できない高度で幅広い機能を低コストで実現できるため、次世代の電話サービスとして先進国を中心に世界的にも急速に普及しています。</p> <p>日本では東日本大震災以降に電話回線や構内交換機(PBX)をオフィスに設置することはリスクが高いとして、電話回線や装置をデータセンターなどの堅牢な建物に設置するクラウドPBXサービスが普及しました。現在では、日本の大手企業や政府自治体、中小企業、弁護士等の士業事務所等広く普及しています。しかしクラウドPBXを利用している企業の従業員等は、利用している電話が「クラウドPBX」のサービスであるかどうかは意識しておりません。多くの企業・従業員・市民の皆様が意識することなく、日々クラウドPBXなどのユニファイド通信サービスが利用され、浸透してきています。</p> <p>リモートワーク時やクラウドPBX化については050番号を新たに利用すべきではないかといった意見もありますが、企業や個人など利用者は長年使ってきた電話番号を簡単に変更することはできません。固定電話番号(企業の代表番号や部門、個人デスクの電話など)は、長い間使用されてきており、すでに名刺や企業パンフレット・電話帳を始めとして、ありとあらゆるものに記載・周知されています。リモートワークのために企業の番号を変えることは現実的でなく、仮にリモートワークによって固定電話番号の使用が禁止された場合、多くの企業では電話を受電するための従業員の出社が必須となり、リモートワークが実質的に不可能となります。既存の電話番号を活用することは利用者の要望も強く、リモートワーク推進のためにも必要です。</p> <p>クラウドPBXサービスなどユニファイド通信サービスを用いた働き方はすでに多くの先進国でも進んでおり、知識労働者が効率的に働く基礎ツールとして日々利用されています。日本における「働き方改革」の推進のみならず、いまや高度人材獲得競争のツールとしても必須のものです。</p> <p>昨今のコロナ対策においては、日本政府や地方自治体のワクチン接種予約窓口</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>や感染者の日々の容態確認などにおいても、AI機能を組み込んだユニファイド通信サービスが活用されています。また世界的な競技大会の電話予約や通知などにも活用されており、日本の社会にも無くてはならない技術となっています。</p> <p>個人向けにおいても、クラウドPBX等のユニファイド通信サービスには多くのメリットがあります。例えば代表的なNTT東西殿の現行の固定電話サービスでは特殊詐欺などの事件発生時に発信者の電話番号や通話時間などを現場で即座に確認することができません（オプション料金の支払いと対応端末が必要）。しかしユニファイド通信サービスでは発信者番号表示は標準的に提供されており、発着信時刻や通話時間なども正確に把握できます。また利用者による通話の常時録音や分析・異常の検知も行うことも可能です。仮に特殊詐欺等の犯罪が発生した場合、通話状況の確認によって犯罪被害を即座に把握し、迅速な捜査や新たな被害発生対策を行うことが可能です。ユニファイド通信サービスは技術革新によって既存の電話会社の交換機では対応できない機能を提供しています。この普及は日本の産業競争力の維持向上だけでなく、公共の福祉、とりわけお年寄りや子供などの社会的弱者に対する利益ともなり得るものです。</p> <p>電話転送サービス、ユニファイド通信サービスは、日本政府が推進されてきた「働き方改革」、「社会のデジタル化」、「女性の社会進出」、「日本産業の生産性向上」だけでなく、市民の安全の礎としても発展していくものと考えます。こういった環境の変化も踏まえた上で、電話網の未来に向けた議論をしていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>意見3-2（第3章2全般）</p> <p>OAB～J番号の地理的識別性が、特殊詐欺に悪用されている。識別音は、通話品質の観点ではなく、地理的識別性がないことや特殊詐欺対策の観点から、電話転送を識別するために挿入すべきではないか。電話転送は、OAB～J番号ではなく、地理的識別性のない050番号や0600番号で実現すべきではないか。</p>		
<p>○ 委員の意見に『OABJ 番号を使った転送電話サービスの商品価値を大きく決めているのは地理的識別性だと思っている。その地理的識別性を利用しないテレワークの環境を充実させれば050番号等を使えばよく、OABJ 番号はその地理的識別性があるから商品価値が生まれている。』とあるが全く同意見である。電話転送業者は「03電話番号で社会的に信用が得られる」など</p>	<p>○ 本審議会においては、働き方改革や社会全体のデジタル化の一層の推進が課題となる中、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、利用者利便を阻害しないよう両者のバランスを考慮しながら、検討を進めてきました。</p>	<p>無</p>

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>と宣伝をしており、言ってしまうと東京の電話番号を名乗るといふ嘘を付くことによるフリーライドをしているに過ぎない。特殊詐欺に使われるのもこの嘘があるからで、いくら業者側で気を付けても転売等をされて詐欺グループに渡ることが起きている。また、識別音を入れて転送されることを告知していると言っているが、この識別音が全く認知されていない。利用者側にて「この音が鳴ったら電話転送されている」という認識がなければ何の対策も取れない。せめて音声で「この電話は転送されています」などと伝えなければダメだろう。どうやら識別音は品質面のためという位置づけのようだが、地域性が担保されていないことや特殊詐欺への用心のために重要なのではないか。いずれにしても電話転送は03番号等でやるべきではなく、050や0600といった地域性のない番号で実現すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>御指摘のとおり、0AB～J番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺や悪質商法等のツールになっている実態があることから、今後、総務省において、不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行していくことが適当と考えます。</p> <p>また、050番号の適正利用を拡大していくことの有益性等についても検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-3 (第3章2. 1 (3))</p>		
<p>固定電話番号を使用した電話転送役務における電気通信番号の使用に関する条件について、本人確認及び拠点確認を継続することに賛同。今後、利用者利便と不適正利用防止のバランスを保ちつつ、柔軟な制度設計が行われることを希望。</p>		
<p>○ 固定電話転送において、通信事業者が本人確認と最終利用者の拠点確認を継続して実施することは、固定電話番号が持つ社会的信頼性や地理的識別性の悪用を防ぐためにも必要なことであり、その主旨に賛同いたします。</p> <p>今後、ポストコロナ社会においては、働き方改革などの環境変化を反映し電話転送のニーズの高まりや携帯電話の一層の活用なども予想され、また、電話役務提供技術の進歩などが想定されることから、利用者の利便性の阻害とならずに不正利用を阻止するというバランスを保ちつつ、設置される端末設備などに対する規律のあり方の検討も含めた、電話転送役務の柔軟な制度設計を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>本審議会においては、働き方改革や社会全体のデジタル化の一層の推進が課題となる中、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、利用者利便を阻害しないよう両者のバランスを考慮しながら、検討を進めてきました。今後、総務省において、利用者利便の向上が図られるよう制度設計を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-4 (第3章2. 1 (3))</p>		
<p>固定電話番号の社会的信頼性を維持していくことに賛同。クラウドPBXは、災害に強く、顧客のニーズも高いことから、許容されるべき。クラウドやユニファイド通信などの技術の進展や社会のニーズなどに即して、今後も議論されていくことを希望。</p>		
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>当協会ではこれまで議論されてきた固定電話の信頼性の維持については賛同します。現在においても電話番号が使われ続けるのは、電話網がもつ信頼性・利</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>便性によるものと考えます。事業者が社会の変化する情勢や要求をとらえ、社会や市民のニーズに応じていくことが重要であると考えます。</p> <p>本答申案に賛同します。</p> <p>クラウドPBXは、災害に強く、停電があっても稼働し続けるデータセンター等に電話回線を設置しており、オフィスなどの事務所に回線の敷設を行っていません。東日本大震災発災の際、クラウドPBXの利用者の一部はその通信システムを止めずに利用しつづけることができましたが、それは利用者のオフィスに回線や設備を設置しなかったためです。一方で、クラウドシステムを一般のオフィスに設置することは設備の荷重や費用、運用の観点等から現実的ではありません。このように、回線やシステムをデータセンターに設置することは顧客のニーズも高いことから、許容されるべきであると考えます。</p> <p>クラウドシステムを設置する箇所に固定電話回線を設置し、利用者が固定電話機等を接続できるようにしなければならないという規制がありますが、急速に進展しているクラウドサービスにおいては必ずしも合致しないシステムが要求されます。なぜなら、一般的にクラウドサービスはなんらかの物理的な設備を所有するものでないため、物理的なアクセスという概念がありません。そのため日本および世界では、クラウドを設置するデータセンターは顧客のアクセスを許可しておらず、むしろセキュリティの観点から非公開とされることが一般的です。この場合、ユニファイド通信サービスの利用者が電話機を接続したいのであればそのクラウドサービスを解約し、旧来の電話回線サービスへ移行するのが一般的です。</p> <p>例えば、利用者の身元や居所を確実に確認し、地理的識別性を担保することを当然の前提として、クラウドデータセンターへ顧客がアクセスすることを必須としないなど、クラウドやユニファイド通信などの技術の進展や社会のニーズなど実態に即した規制とすべく、今後も議論されていくことを希望します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>意見3-5 (第3章2. 1 (3))</p> <p>最終利用者の実際の居所が使用しようとしている固定電話番号の番号区画内に存在していれば問題なく、データセンター等も同一の番号区画内に存在していることを求めることは通信網の効率的な使用を阻害すると考える。</p>		
○ “利用者の実際の居所及びDC等が同一の番号区画に存在するという条件”とす	○ 電話転送役務に使用される固定電話番号に	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>る理由が不明です。利用者の実際の住所が使用しようとしている番号区画と一致していれば問題なく、DCまで同一の番号区画に存在していなければならないというのは通信網の効率的な使用を阻害すると考えます。</p> <p>【個人4】</p>	<p>よって識別される固定端末系伝送路設備の一端が当該番号に係る番号区域外のデータセンター等に設置されることは、固定電話番号の地理的識別性を曖昧なものとすると考えます。</p> <p>なお、公衆交換電話網のIP網への移行に伴い、固定電話番号の番号区画が有する機能にも一定の変化が生ずることとなるため、本要件についても、今後必要に応じて検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3-6 (第3章2. 2 (3))</p> <p>発信転送による緊急通報について、利用者の位置情報等を誤認させないように措置するという条件を維持することに賛同。ユニファイド通信が普及していく中で、電話転送サービスによって緊急通報を行いたいという場面も想定されるため、ユニファイド通信事業者としても努力する。</p>		
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>現行の緊急通報においては位置情報の送信を前提に運用されており、本規定が緊急通報受理機関の混乱を防止する措置であること理解しています。</p> <p>一方で、今後ユニファイド通信が普及していく中、規制で緊急通報をブロックすることは将来の市民の不利益が予想されます。例えば、携帯電話等は圏外であるがWi-Fiは利用できる場合や、ユニファイド通信アプリが標準の使い慣れた電話アプリであるケース等において、電話転送サービスによって緊急通報を行いたい場面が想定されます。このような場合でも、通信事業者として国民の生命財産を守る努力が最大限なされるべきであると考えます。今回の報告書によって、議論が必要であると取り纏められたことに感謝し、賛同いたします。当協会も総務省殿や緊急通報受理機関等と慎重に意見交換をするなど、安全で確実な緊急通報の実現に向けて取り組む所存です。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、転送電話サービスによる緊急通報については、緊急通報受理機関を含めた関係者間で慎重な議論を積み重ねる必要があると考えます。</p>	無
<p>意見3-7 (第3章2. 2 (3))</p> <p>地理的識別性のない電気通信番号から発呼し、発信転送を行う場合、当該番号を通知することで緊急通報を可能とすべき。</p>		
<p>○ 発呼者（発呼する電気通信設備）が地理的要件に限定されない電気通信番号を持っている場合、その電話番号を通知することを前提に緊急呼を可能とすべきであると考えます。</p> <p>【個人4】</p>	<p>○ 緊急通報においては、発信者の位置情報を正しく緊急通報受理機関に伝えることが重要であり、地理的識別性のない電気通信番号の通知のみでは不十分であると考えます。</p> <p>また、固定電話番号を使用した電話転送役務</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
	において、発信転送を行う端末設備等に当該端末設備等を識別する固定電話番号以外の利用者設備識別番号を使用することは適当ではないと考えます。	
意見3-8 (第3章2. 3 (3)) 引き続き、050 IP電話相当の品質が満たされていることを確認することを原則とし、品質を確認しない場合は通知音を挿入するなどの手段を講じることとすることに賛同。TTC標準JJ201.01は回線設置者を想定とした品質測定方法であることから、電話転送事業者が行う品質測定については別途検討が必要。		
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>電話番号管理事業者以外の電話転送事業者が規定する050IP電話相当の品質を満たすことは不可能です(委員会審議を踏まえた注記:意見提出者は、番号指定事業者(回線設置事業者)と全く同じ品質測定方法を番号非指定事業者(電話転送事業者)には適用できないという趣旨で「不可能」と記載しています。なお、電気通信番号計画においては、050 IP電話相当であることの品質確認に当たり、必ずしもTTC標準JJ201.01と全く同じ方法を適用することまでは求めていません。)。電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)には、品質基準に対する品質測定方法としてTTC標準JJ201.01を定めています。しかしながら本基準で定義された計測方法は番号管理事業者があらかじめ自らの電話網や端末(ハンドセット)までを含めその限界系を定め計測するものであるため、自ら電話網を持たず、顧客が自由にネットワークを構成可能であるユニファイド通信サービス(クラウドPBXサービス等)では本基準に基づいて測定を行うことができません。また、電話転送区間のみを想定した場合であっても、転送先は利用者によって自由に設定できることからこれらの限界系を一義的に定義できないなど課題があることから、これらの進展にむけて、電話転送事業者が行う現実的な品質測定標準について協会内部で議論検討の上、総務省殿と議論させていただきたいと考えます。</p> <p>当協会では法令で求められたことにより、2019年度に協会標準識別音(通知音)を定め、一般消費者に広報に取り組みながら、会員が利用してきました。これについては初期に複数の事業者に協力を求め、通知音の挿入にあたっての課題点等を利用者と洗い出したところです。その結果、利用者から以下の意見がありました。</p> <p>1. 通知音を毎回聞かされるのは嫌だ。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、品質測定については、サービスの利用実態を踏まえ、現実的な方法を検討することが適当であると考えます。御意見を踏まえて、第4章(2)に、次を追記しました。</p> <p>【追記】</p> <p>番号非指定事業者でも実施可能な品質の確認方法を総務省と業界団体が連携して検討していくことが有益であると考えられる。</p>	有

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>2. 通話の冒頭部分が聞こえないため入れないでほしい。 3. なぜ通話できない時間の通話料を負担する必要があるのか。 4. 顧客から音について指摘が入り、業務を阻害する。 5. 通知音が耳障りで利用意欲を削ぐ。 6. 品質上問題ないサービスに識別音が挿入されるのに大手携帯キャリアが携帯網で提供している固定電話サービスに通知音が入らないのはおかしいのではないか。</p> <p>通知音の挿入を義務化しているのは世界で日本のみです。日本企業のみが本機能の開発のために多額の投資を行う必要があり、グローバル競争において大きなハンディキャップ強いられるとともに、外国のユニファイド通信事業者が日本の参入を諦めたり、参入が遅れたりするケースがおきています。顧客利便を損ねるだけでなく、結果的に日本には諸外国よりも新技術の導入が遅れるなどの懸念もあることから、今後も社会のニーズを確認しながら議論を継続していただきたいと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>意見3-9 (第3章2. 3 (3)) 引き続き、050 IP電話相当の品質が満たされていることを確認することを原則とし、品質を確認しない場合は通知音を挿入するなどの手段を講じることとすることに賛同。</p>		
<p>○ 十分な品質を提供できない場合に限って通知音を入れるべきとする方針に賛同します。通知音は一部の電気通信事業者が自網への接続を通知したり、通話料を発呼者に通知するような方法で挿入されるのが望ましいと考えます。</p> <p>【個人4】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 なお、通知音の挿入方法の御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-10 (第3章3 (3) 全般) 固定電話番号を使用した電話転送役務が、犯罪に悪用されないようにして欲しい。</p>		
<p>○ 固定電話転送サービスについては、資料にも記載の通り、犯罪に悪用されないよう、十分注意してください。</p> <p>【個人1】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、0AB～J番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺や悪質商法等のツールになっている実態があることから、今後、総務省において、不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-11 (第3章3 (3) ①)</p>		



意見	考え方	修正の有無
<p>本答申案に賛同。法令を遵守しない電気通信事業者に対しては、総務省による指導等が必要。電話転送サービスは今後も大きな成長が見込まれるため、これらの諸課題について行政・電気通信事業者等の関係者が意見交換することは有意義。利用者は各電気通信事業者の法令の遵守状況を確認できないことから、電気通信番号使用計画の認定状況が公表されることに賛同。経過措置について、予定どおり措置期間を終了することに賛同。</p>		
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>当協会による簡易な調査だけでも、現行の番号認定制度に則らずに提供していると想定される電気通信事業者が数百社存在していることが確認できました。これらの事業者の一部は規制の存在を認識していない可能性もあることから、総務省殿による一層の周知活動が必要です。当協会もこれに積極的に取り組む所存です。</p> <p>また、法令による対応が必要であることを認識しながらそれを怠った事業者については速やかに指導・告発されることを希望します。これは法令を遵守している善良な事業者を含めた全体のモラルハザードを防止する観点からも重要です。またこれらの状況については定期的に検証していただき、見直しやさらなる改善のための議論をさせていただくことを希望します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>総務省において、固定電話番号を使用した電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者に対する指導等を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>○ 本答申案に賛同します。</p> <p>当協会は設立時より総務省殿、警察庁殿、捜査機関、日弁連民暴委員など関係者との議論を重ね、協会員と共に不適正利用の防止、事業法や犯罪収益移転防止法等の法令遵守に取り組んできました。クラウドPBXなど電話転送サービスは今後も大きな成長が見込まれていくため、これらの諸課題について行政・事業者等の関係者が意見交換することは有意義であると考えます。当協会はユニファイド通信事業者・クラウドPBX事業者の業界団体としてこれらの議論を積極的に進め、責任を果たしていく覚悟です。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>関係者による連絡会のような組織を設置し、不適正利用防止の取組を連携して進めていくことが重要であると考えます。</p>	無
<p>○ 当協会では、事業法上の必要な対応（電気通信番号使用の認定）を行わずに電話転送役務を提供している事業者（法人）が非常に多い点を当議論の場で報告したところです。このような状況が継続されてしまうと、厳しい法令を遵守している事業者が競争上不利になることから、法令の適用を逃れるインセンティブが発生し、最終的には業界全体のモラルハザードが発生する可能性があります。</p> <p>また、利用者の観点から各事業者の法令の遵守状況を確認することができないという問題があります。これは発注者としての利用者自身のコンプライアンスリスクとなります。これらの背景を踏まえ、事業者の認定番号揭示義務を課すこと</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>総務省において、固定電話番号を使用した電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者に対する指導等を行っていくことが適当と考えます。</p> <p>また、利用者がより安心して電話転送役務を利用することができるようにするため、電気通信番</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
<p>で、利用者、事業者双方のコンプライアンス意識を高め、事業者番号使用認定の取得のインセンティブを与えることを議論の場において提案したところです。これらが総務省殿によって公表されることは同様の効果があると考えられることから賛同します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、総務省において検討することが適当と考えます。</p>	
<p>○ 本答申案に賛同します。 厳しい法令を遵守している事業者が競争上不利になり、モラルハザードがおきないよう適切な対応を希望します。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 拠点確認など一部の事項に関する経過措置が終了することを踏まえ、総務省において、適切に対応していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見3-12 (第3章3 (3) ②) 卸電気通信役務等の提供におけるルール化については、電気通信番号の適正利用を推進し、不適正利用を防止する観点から必要。</p>		
<p>○ 本答申案に賛同します。 番号の適正利用を推進し、不適正利用を防止する観点から番号利用のケースについて議論していくことは必要であると考えます。 一方で、ほとんどの特殊詐欺は、犯行ツールの提供を目的として形成されている一部の悪質事業者を頂点とする事業者集団によってなかば公然と行われているのが実態です。犯罪対策の議論はこれらの実態を踏まえつつ、犯罪抑止と業界の健全な発展が両立し、且つ効果的な防犯対策が行われることを要望します。当協会は今後も業界団体としての責任を積極的に果たしていく覚悟です。</p> <p>【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 卸電気通信役務等の提供におけるルールの検討に当たっては、利用者利便と不適正利用防止のバランスを保ちつつ、業界が健全に発展できるよう検討していくことが重要と考えます。</p>	無
<p>意見3-13 (第3章3 (3) ②) 利用者約款により契約し、自らの居所等に固定電話回線を引き込んでいる者が、電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者(回線設置事業者)に通知せず、当該居所等に転送装置を設置して自らの需要に応ずるために電話転送を行った場合、どのような問題が生じるのか疑問。</p>		
<p>○ 利用者約款に則り、番号指定事業者より利用者が契約し、それを再販せず(番号指定事業者から見た場合契約者=利用者となる)利用者が番号指定事業者に通知せずパターン2のような利用を行った場合、どのような制度上の問題が発生するのかと疑問に感じております</p> <p>【個人4】</p>	<p>○ 自らの需要に応ずる限りにおいては、利用者約款により契約し、自らの居所等に固定電話回線を引き込んで、当該居所等に転送装置を設置して電話転送を行うことは、電気通信事業には該当しません。 ただし、答申案に記載のとおり、大量に固定電話回線を契約する場合など一定の場合は、固定電話番号の使用における適正性を確保するため、回線設置事業者が利用目的を確認するなどの一定の</p>	無

(案)

意見	考え方	修正の有無
仕組みが必要であると考えます。		
意見3-14 (第3章3 (3) ③) バーチャルオフィスの運営者による電話転送役務の提供に対しても、制度の厳格な運用を図ることについて賛同。		
○ 本答申案に賛同します。 当協会においても、バーチャルオフィス事業者による法令に基づかない電話転送役務の提供は大きな問題であると考えます。総務省殿による積極的な周知広報等の取り組みを希望します。 【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
○ 本答申案に賛同します。 バーチャルオフィス事業者の中には、「東京にオフィスが無くても03番号を利用することが可能」などと謳って勧誘している事業者も多く、問題があるバーチャルオフィス事業者が相当存在すると考えられます。不適正利用を防止し、且つ業界全体のモラルハザードを防ぐ観点で、法令に基づかない事業者については総務省の認知後速やかに事業者名等の公表や指導・告発するなど、積極的に対応されることを要望します。 【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

(案)

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見その他－1 「060」は、逆さにすると「090」になるため、誤記載につながる。		
○ 4ページに「060番号の開放」と書いてあるが、「060」を逆さにすると「090」になる。メモ用紙には上下という概念はないのだから「060」とも読めるが「090」とも読める。コロナ対策で換気を良くしている環境では風でメモ用紙の向きは変わる。つまり「060」この記載後にメモ用紙の向きが風で変わり、その結果「090-XXXX-XXXX」と誤記載してしまう。実際にこの現象は再現できる。それに接客では向き合う場面もあるわけで、「060」と書いても相手からは「090」と見える。これも再現ができる。 現状でも「イチ」と言ったのか「シチ」と言ったのか聞き取れない事もあるわけだが、さらに注意を要する事が増えるのは勘弁願いたい。 【個人2】	○ 御意見については参考として承ります。	無
意見その他－2 主として人間向けのSMSやデータ伝送役務の用に供される電気通信番号についても、020番号を使用することが妥当。		
○ 人間が主にSMS・データ通信をやり取りする物や、着呼しない電話番号についても020の使用を進めていくのが妥当と考えます。 【個人4】	○ 御意見については参考として承ります。 なお、SMSについては、利用者が電気通信番号を認識することになるため、利用者に混乱を与えるおそれのないよう、データ伝送携帯電話番号（M2M等専用番号）ではなく、音声伝送携帯電話番号を使用することが適当であると考えます。	無

(注) 第1章（はじめに）に対する御意見はありませんでした。